

## 全面施行に向けたスケジュール

令和元年7月1日～

学校、病院、児童福祉施設  
行政機関などの敷地内禁煙

保育所、幼稚園、小・中学校、  
高等学校などの屋外を含む  
敷地内禁煙

令和2年4月1日～

改正健康増進法の全面施行

施設などの類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する予定です。

2020年4月の全面施行までは、施設によっては、喫煙室の設備や標識の掲示などが完備されていない可能性があります。施設へ入る際や、施設内での各部屋への移動の際には、十分に注意するようにしましょう。

## 受動喫煙対策の新しい標識



喫煙可能エリアへの  
**20歳未満  
立入禁止**

このエリアでは受動喫煙のおそれがあるため20歳未満の人は立ち入れないという標識です。標識で確認できるようになるので、うっかり入ってしまうこともなくなります。



喫煙専用室あり  
Designated  
smoking room  
available

この標識がある施設には喫煙可能エリアがあり、そこには20歳未満の人は立ち入り禁止です。禁煙マークのあるエリアには入れません。



喫煙  
エリア

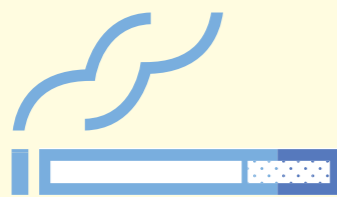


禁煙  
エリア

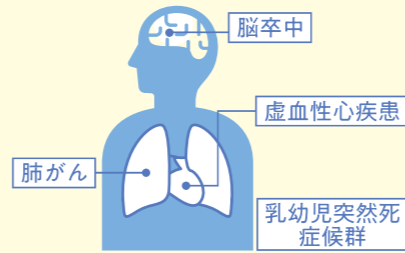
この他にも喫煙・禁煙に関する標識が複数あります。喫煙設備のあるお店では、標識でわかるようになります。原則禁煙とはいえ、所定の条件を満たせば喫煙室を設けることは可能です。その場合も定められた標識を掲げることが義務付けられています。

## データから見る受動喫煙の影響

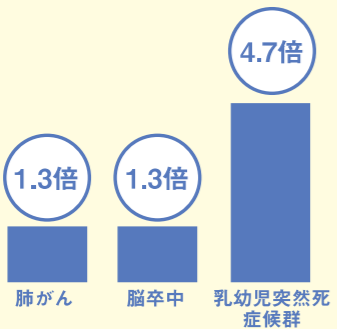
出典：厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙。」



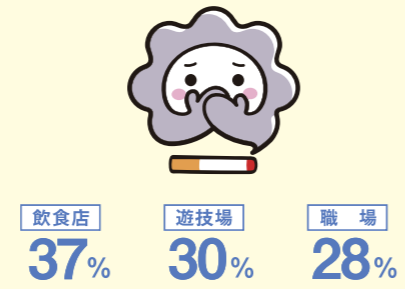
国民の **8** 割以上は非喫煙者



年間約 **15,000** 人が、これらの疾患で死亡。  
受動喫煙を受けなければ亡くならなかったと考える



受動喫煙にさらされている人は  
病気にかかりやすくなる



非喫煙者が受動喫煙に遭遇した場所

平成30年度国民健康・栄養調査

## 特集

# なくそう望まない受動喫煙

4月1日から受動喫煙防止対策が義務化されます



多くの施設において  
原則屋内禁煙に



20歳未満の方は  
喫煙エリアへ立入禁止に



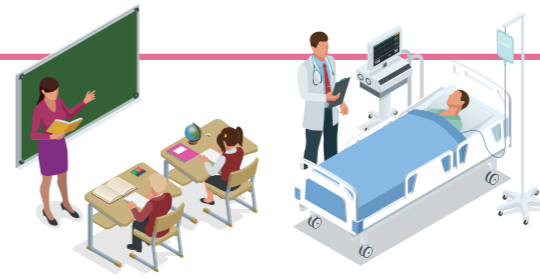
屋内での喫煙は  
喫煙室限定



喫煙室には  
標識掲示が義務付け

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして、2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。受動喫煙を防止する取り組みは、マナーからルールへ変わります。

市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744



病院や学校・行政機関などは  
2019年7月より原則敷地内禁煙



飲食店やオフィスなどは  
2020年4月より原則屋内禁煙

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

### たばこの煙の影響

たばこの煙は、主流煙（喫煙者が吸う煙）と副流煙（火のついた先端から立ち上る煙）に分けられます。たばこの煙には4,000種類以上の化学物質が含まれ、そのうち、タール・ニコチン・一酸化炭素などの発がん性が確認されているものだけでも、70種類を超えます。有害物質は、副流煙の方が何倍も多いことが知られており、その影響は肺だけでなく全身のがん、喘息などの呼吸器障害、心筋梗塞などにまで及ぶことが分かっています。

### なぜ、法律が変わるのか

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないなくても副流煙やたばこを吸う人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。法律が変わるまでは、喫煙のできる施設や飲食店などに入るだけで、望まない受動喫煙にさらされてきたことになりました。たばこの煙は本人のみならず周囲の人への健康影響が大きいことから、一人ひとりが望まない受動喫煙をなくすための取り組みを強化するために法律が変わりました。

### 改正法の3つの趣旨

- 1. 望まない受動喫煙をなくす**  
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内においては原則禁煙になります。喫煙禁止場所で喫煙した個人に30万円以下の過料が科せられることもあります。新しいルールで望まない受動喫煙をなくしましょう。
- 2. 受動喫煙の影響が大きい子どもや患者等に特に配慮**  
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外は原則敷地内禁煙となります。
- 3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施**  
「望まない受動喫煙」をなくするという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定と掲示を行うよう義務付けられました。施設内に喫煙することができるところがある場合は、施設の見やすい所に、標識の掲示をしましょう。